

概要シート（令和元年8月29日）

件名	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	総務課、上下水道課、福祉課
関係課	
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> ○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年松前町条例第8号） ○松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号） ○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年松前町条例第12号） ○松前町職員の旅費に関する条例（昭和51年松前町条例第26号） ○松前町下水道条例（平成13年松前町条例第15号） ○松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第10号）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見人制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号） ○成年後見人等の権利の制限に係る適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）
改正理由	成年後見人制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（成年被後見人等）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるため、必要な改正を行うもの。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を削除 ○条項ずれの解消
施行日	令和元年12月14日
【その他参考事項】	